

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

[所管省庁名：文部科学省]

【独立行政法人名】 日本学生支援機構	
1. 根拠法令	独立行政法人日本学生支援機構法
2. 従事者数	539名
3. 予算額	857, 417百万円
4. 事務・事業の内容	<p>学生支援を先導する中核機関として、教育の機会均等に寄与するために、学生等に学資を貸与し修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行う。</p> <p>留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与する。</p>
5. 民間開放の状況	<p>中期計画に基づき、事業の効率化・合理化、経費の削減の観点から、民間に委ねられる業務については積極的に民間委託を図ることとし、業務内容を精査し、合理的かつ効果的なやり方を工夫・検討しながら計画的に実施する方針である。</p> <p>奨学金事業においては、定型的で大量な業務をはじめ、より効率的・効果的な業務の実施が可能と見込まれるものについて業務委託を実施している。</p> <p>16年度は、申込用紙等の梱包・発送作業、返還誓約書等の点検作業、延滞者の住所及び電話番号調査、夜間を含む延滞者への架電督促を実施した。</p> <p>17年度は、さらに延滞者に対する訪問督促にまで拡大して外部委託を進めることとしている。</p> <p>留学生交流事業・学生支援事業等についても、上記の考え方の下、留学生宿舎の運営、会議施設設備管理、データ入力作業をはじめとして可能な限り外部委託を行っている。</p>
6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響	<p>独立行政法人日本学生支援機構は、わが国唯一の学生支援のナショナルセンターであり、国の政策と密接に連携しつつ、奨学金貸与事業、留学生支援事業及び学生支援事業を総合的に実施している。</p> <p>日本学生支援機構が廃止された場合には、これらの業務を安定的かつ継続的に提供することが困難となり、次世代を担う人材の育成、国際理解・交流の推進等の国の行政目的の達成に支障が生じる。</p> <p>特に、奨学金事業については、学生に対する指導と一体となった長期・低利の奨学金貸与の業務を、現状と同規模・同条件で提供することが困難になると想われるため、経済的理由によって修学困難な者の修学の機会が失われることが懸念される。</p> <p>また、学生支援事業についても、学生の個人情報などの情報の収集・提供が困難となり、国、大学等の関係機関の学生支援の取り組みと一体となった学生支援に支障が生じるおそれがある。</p> <p>留学生支援事業についても、国の留学生政策に基づき、国と一体となって留学生支援業務を総合的に実施することが困難になると想られ、留学生の受け入れ・派遣の充実という国の政策目的の達成に支障が生じる。</p>
7. 更なる民間開放についての見解	中期計画に基づき、事業の効率化、合理化、経費の削減の観点から、民間に委ねられる業務については積極的に民間委託を図ることとし、業務内容を精査し、合理的かつ効果的なやり方を工夫・検討しながら実施する。

※別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

〔所管省庁名：文部科学省〕

【独立行政法人名】 日本学生支援機構

8. 個別の質問項目

①平成16年度の活動実績と今年度の予定について、各業務内容ごとに、詳しくご教示願いたい。

別紙参照

② 日本学生支援機構が実施している奨学金の貸与・回収業務について、民間から提案のあった包括的に市場化テストの対象とすることについて、貴省は否定的な見解を示されているが、その理由について、具体的かつ詳細にご教示いただきたい。

国の事業として実施している奨学金事業は、日本国憲法第26条において「すべて国民は、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と、教育基本法第3条第2項において「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない」ことが示されており、政府が責任をもって積極的かつ確実に取り組むべき重要な教育施策である。このため、公共性の見地から確実に実施する必要があり、同事業を安定的かつ効果的に実施するためには独立行政法人によって実施する必要がある。

奨学金の貸与業務は、貸与対象となるかどうか、要件の適合性を審査し、判断を行うとともに、奨学生に対しては、毎年、学校を通じて成績証明書等(継続願に記載)の提出を求め、在学中の学業不振者については奨学金貸与の廃止や休止等の措置をとるとともに、学業成績の向上に努力するよう指導を行っている。これらの業務は、学生の勉学意欲を持続させるために、学生に対する指導等と一体不可分に実施する必要があるため、包括的に市場化テストの対象にはできないものと考える。

また、奨学金の貸与業務は、教育の機会均等の確保の観点から低所得者層の学生自身を優先採用する業務であるため、事業の目的の追求が、必ずしも回収率の向上・採算性の確保につながらない面があり、公正な貸与業務を行うためには公的機関である独立行政法人がこれを担当する必要がある。

奨学金の回収業務については、事業を実施する日本学生支援機構において効率性等の観点から法人独自の判断により適切に検討・実施するものであるとともに、返還の猶予・免除制度を設ける等の奨学金事業の特性を鑑みると、包括的に市場化テストの対象にはできないものと考える。

また、奨学金の回収業務は、極めて長期(20年以内)にわたる上、低利率での貸与(有利子奨学金における年間利率の上限:3%)、学校に在学中の在学猶予および、災害・失職等により返還が困難となった場合の一般猶予制度を設けながら、適正な回収率を保つ債権管理を行う必要があり、公的機関の独立行政法人が実施するのが適当である。

現在、申込用紙等の梱包・発送作業や返還誓約書等の点検作業等、単純大量業務を中心に外部委託を行っているほか、延滞者への架電督促業務など、より効率的な業務の実施が可能と見込まれるものについても積極的に外部委託を実施しているが、さらに本年から新たに、延滞者に対する訪問督促についても外部委託を行うことになっている等、可能な限り民間に業務を委託しているところである。

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

[所管省庁名：文部科学省]

【独立行政法人名】日本学生支援機構

③ 日本学生支援機構が実施している学生支援事業・留学生支援事業について、民間から提案のあった包括的に市場化テストの対象とすることについて、貴省は否定的な見解を示されているが、その理由について、具体的かつ詳細にご教示いただきたい。また、留学生宿舎の設置・運営について、外部委託を行っているとのことであるが、その現状についてご教示いただきたい。

学生生活支援事業については、大学等における学生生活支援の取り組みに関する情報の収集・提供や学生担当教職員に対する研修、学生の生活状況に関する調査等を内容としている。日本学生支援機構が国の高等教育政策に基づき収集、提供等を行う情報の内容は、大学等にとって独自の学生生活支援に係る取り組みという経営上の重要なノウハウであるとともに、学生等にとっても家計の状況など秘匿性の高い個人情報である。よって、当該情報の収集・提供に係る業務の遂行に当たっては、国、大学等の関係機関及び学生等の理解と協力が不可欠であり、そのためには公的機関である独立行政法人がこれを行うことが必要と考えられる。

留学生支援事業については、外国人留学生等に対する奨学金の給付や留学生宿舎の設置・運営等がある。このうち、奨学金の給付や補助金の交付については、国の留学生政策に基づき、受給対象となるかどうか、要件の適合性を審査・判断しなければならず、中立性や公平性が強く求められる。よって、公的機関である独立行政法人が行うことが必要である。

なお、学生支援事業及び留学生支援事業の何れにおいても、法人の独自の判断により、単純業務については、民間事業者を活用してコストの削減を行っている。

日本学生支援機構が設置する留学生宿舎の設置・運営については、入退去手続き、在館生の生活指導、会館窓口業務、交流事業の実施補助、施設の清掃、警備等の業務を委託している。

なお、清掃・警備等の業務については、平成18年度から競争入札をかけることとし、業務の効率化と経費削減に努めていく。

※別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

日本人学生への奨学金貸与

●無利子貸与（第一種奨学金）

大学・短大・大学院・高等専門学校・専修学校(専門課程)の学生等を対象に、特に優れた学生等であって経済的理由により著しく修学困難なものに無利子の奨学金を貸与する。

○貸与人員

	平成 16 年度 (実績)	平成 17 年度 (予算) ※1
貸与人員	41 万 8 千人	41 万人
事業費	2, 488 億円	2, 631 億円
貸与月額※2	63, 000 円	64, 000 円

※ 1 : 都道府県移管分を除く

2 : 私立大学・自宅外の場合

●有利子貸与（第二種奨学金）

大学・短大・大学院・高等専門学校（4・5年生）・専修学校（専門課程）の学生等を対象に、優れた学生等であって経済的理由により修学困難なものに、有利子の奨学金を貸与する。

	平成16年度 (実績)	平成 17 年度 (予算)
貸与人員	51万3千人	58 万 3 千人
事業費	4, 111億円	4, 879億円
貸与月額*	3, 5, 8, 10万円から選択	

※大学の場合

●返還金回収

日本学生支援機構においては、中期目標に基づき回収業務の強化を図っているところである。

○新規返還開始者の回収率（実績）

平成 15 年度	平成 16 年度
92. 2%	93. 4%

これまでの回収強化策

- ① 奨学生に対する返還意識を徹底
- ② 各学校に対する延滞防止の周知
- ③ 口座振替による返還方式への加入を徹底（外部委託による加入督促架電実施）
- ④ 外部委託による業務効率の推進（延滞者に対する督促架電、住所調査、電話番号調査等実施）
- ⑤ 法的手続きの強化
- ⑥ 連帯保証人、保証人に対する請求の早期化
- ⑦ 個別返還指導の早期化
- ⑧ 機関保証制度の促進



17年度に新たに実施する方策

- ① 法的措置を前提にした請求督促の外部委託
- ② 連帯保証人に対する法的措置の試行
- ③ 債権回収業務を試験的に外部委託

●奨学生事業の特性

- 長期間（最大返還期間：20年）にわたり、低利率での貸与（有利子奨学生における年間利率の上限：3%）。
- 学校に在学中の「在学猶予」および、災害・失職等により返還が困難となった場合の「一般猶予」制度を実施。
- 死亡あるいは心身障害により返還不能となった際、返還残額の全部又は一部を願い出によって免除する返還免除制度を実施。
- 在学する学校長の協力のもと、奨学生の資質向上を図ることを目的に指導（適格認定）を実施。

留学生への奨学生等の給付

●私費外国人留学生に対する奨学生支給支援等

私費外国人留学生に対する学習奨励費、大学間交流協定に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流(先導的留学生交流プログラム)の推進のため奨学生等の給付を行う。

私費外国人留学生学習奨励費の給付

		平成16年度	平成17年度
月額	大学院レベル	73,000円	70,000円
	学部レベル	52,000円	50,000円
受給者数	大学院レベル	3,537人	3,400人
	学部レベル	8,779人	8,500人

* 平成17年度受給者数は予算人数

短期留学推進制度

	平成16年度 (実績人数)	平成17年度 (予算人数)
受入れ	1,927人	1,950人
派遣	624人	665人

先導的留学生交流支援プログラム支援事業

平成16年度	平成17年度(予定)
79人	64人

●外国人留学生医療費補助

医療費の補助

平成16年度の補助件数	平成17年度の補助件数 (9月末現在)
49,256件	25,211件

留学生交流

●日本留学試験の実施

日本の大学等に留学を希望するものに対し、国内外で年2回、日本留学試験を実施する。

	平成16年度	平成17年度
実施国・地域	国内：15都市 国外：11の国・地域 14都市	国内：15都市 国外：12の国・地域 15都市
受験者数	第1回：17,959人 第2回：22,938人	第1回：13,270人 第2回：－

●留学生交流事業の推進

大学等教育機関、民間団体等と連携して国際的なセミナー・シンポジウム等を実施する。

●留学生宿舎の設置・運営

外国人留学生等の宿舎として、全国17箇所に国際交流会館等を設置・運営する。

学生生活支援

●学生生活支援に関する情報の収集・提供等の充実

大学等における学生生活支援の充実に資するため、各大学等が行う特色ある学生生活支援の状況について情報の収集・提供等を行う。

●大学等における就職指導等の充実

全国就職指導ガイダンスを実施するなど、大学と企業間との連携を支持し、大学等における就職指導等の充実を図る。

●学生ボランティア活動支援

大学等における学生ボランティア支援を推進するために、情報提供及びボランティアセミナー等を実施する。

●学生生活支援担当教職員に対する研修の実施

全国学生指導研究集会等の各種研修を実施することにより、学生生活支援担当教職員の資質の向上を図る。